

外出が困難な方を支援します

・ 福祉有償運送サービス ・

恵那市社会福祉協議会では、単独で公共交通機関を利用することが困難な要介護者や障がい者を対象とした移送支援サービスを行っています。このサービスでは、車いすに乗ったまま乗車できるスロープ付きの福祉車両を使用し、国土交通大臣認定の講習を修了した運転者又は二種免許取得者が、利用者及び付添人の方を有償で病院や福祉施設などの目的地へ移送します。

どんな人が利用出来ますか？

- 単独で公共交通機関が利用困難な要介護高齢者、障がい者など
 - ・車いす利用者等
- ※車いす福祉車両等での移送事業です。(移動介助はできません)



料金は、どれくらいかかるの？

- 規定の料金表に基づく
 - ・支払方法は口座引き落としとなります。(月集計)

移送先はどこでもいいですか？

- 市内及び近隣市町村の医療機関、福祉施設、その他必要な施設への移送を行います。
 - ※発着地のどちらかが恵那市の場合に限ります

利用する際の注意点を教えて？

- 利用できる時間は、原則として平日午前8時30分～午後5時までです。
- 利用できる日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除くすべての日です。

利用するためには、どうしたらいいですか？

- ①相談 まずは電話または社協に来ていただきご相談ください。(ご家族の方でも大丈夫です)
 - ②登録 会員登録申請書、調査票等に必要事項を記入していただきます。(様式は社協にあります)
 - ③確認 会員登録判定委員会にて審査を行います。
 - ④結果 判定結果を決定通知書にて通知します。
-
- ⑤申込 利用申請書に利用日等を記入して提出していただきます。(原則7日前までに)
 - ⑥調整 社協は、運転手(ボランティア)と車両の調整をします。
 - ⑦利用 運転手(ボランティア)がお迎えに行きます。
 - ⑧支払 翌月、利用料金を口座引き落としさせていただきます。

実施している事業所を教えて？

- 恵那市社協事務局、岩村支所、明智支所、上矢作支所

通院などにお困りの方、またそのご家族様
ケアマネジャー様
一度ご相談ください！

問い合わせ先

恵那市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL:0573-26-5221(内線 113) FAX:0573-26-5701